

第十九回国会 通商産業委員会 議院 議事録 第二十二号

昭和二十九年三月十日(水曜日)
午前十時五十分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

石油輸入対策に関する陳情書(福岡市
市業院大通交通会館内福岡県トラッ
ク協会会長日高磯次郎)(第一五六八
号)

イラン石油の輸入に関する陳情書
(仙合市東三番丁二十一番地宮城県
トラック協会理事長渡辺東治郎)(第
一五六九号)

同(長野市長野県自動車組合組合長
相馬朝四郎外四名)(第一五七〇
号)

同(福井市御園町八番地福井県トラ
ック協会理事長巨坂初蔵外十六名)
(第一五七一号)

同(広島市広島県トラック協会会長
大原茂樹)(第一五七二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
参考人招致に関する件
商品取引所法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七七号)(予)

ガス事業法案(内閣提出第一号)

○大西委員長 これより会議を開きま
す。

まず去る六日本委員会に予備付託さ
れました商品取引所法の一部を改正す
る法律案について、その提案理由の説
明を求めます。古池政務次官。

商品取引所法の一部を改正する法
律案

商品取引所法の一部を改正する法
律案

商品取引所法(昭和二十五年法律

第八号の二)取引所を設立しようと

する者は、主務大臣の許可を受け
なければならぬ。

第九条第五項を削り、同条に次
第十條第十七号を削り、同条に次
の一項を加える。

2 取引所の負担に帰すべき設立費
用又は発起人が受けるべき報酬の
額は、定款に記載しなければ、そ
の効力を生じない。

第十條第三項第一号中「登録を
受けた」を「成立した」に改める。

第十二條第四項中「以下第五項及
び第六項において同じ。」を削り、
同条第五項及び第六項を削り、同条
第七項中「第六十六條第六項本文及
び第七十條」を「第六十六條の二及
び第七十條」に改め、同条第六十六
條第六項本文に、「第二百
四十四條」を「第二百四十三條(株主
総会の延期又は続行の決議)、第二
百四十四條」に、「商法第二百四十七
條第一項」を「商法第二百四十三條中
「第二百三十二條」とあるのは「商品
取引所法第十二條第五項において準
用する同法第六十六條第六項本文」
と、同法第二百四十四條第二項中
「取締役」とあるのは「発起人」と、同
法第二百四十七條第一項」に改め、
同項を同条第五項とする。

第十三條を次のように改める。
(許可の申請)
第十三條 発起人は、創立總會終了
後、遅滞なく、第八條の二の許可
の申請書に左に掲げる事項を記載
して、主務大臣に提出しなければ
ならない。

名称
一 事務所所在地
二 上場商品
三 商品市場を開設する地
四 役員及び姓名
五 会員の氏名又は商号(名称を
含む。以下同じ。)及び会員が
商品市場において売買取引する
商品

2 前項の申請書には、定款、業務
規程、受託契約準則その他主務省
令で定める書類を添付しなければ
ならない。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條の見出し中「登録の拒否」
を「許可の基準」に改め、同条第一項
を次のように改める。

主務大臣は、第十三條の規定に
よる許可の申請が左の各号に適合
していると認めるときは、許可を
しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約
準則の規定が法令に違反せず、
且つ、定款、業務規程又は受託
契約準則に規定する売買取引の
方法又は管理、会員の資格、商
品市場を開設する地、会員又は
商品仲買人の数の最高限度を定
めた場合におけるその最高限度
その他の事項が適当であつて、
商品市場における売買取引の公
正を確保し、及び委託者を保護
するため十分であること。

二 当該取引所の設立される地方
における当該上場商品の取引の

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

第一類 第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

状況、当該商品を上場商品とする取引所の分布の状況その他当該商品に係る経済の状況に照らし、当該取引所を設立することが必要と認められること。

三 当該申請に係る取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

第十五条第二項中「前項の規定により登録を拒否しようとするとき」を「第十三条の規定による許可の申請が前項各号に適合していないと認めるときに」、「登録申請者」を「申請をした者に改め、同条第三項中「行わないで登録を拒否することができない」を「行うことを要しない」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 主務大臣は、第八条の二の許可を拒否する場合においては、その理由を示さなければならぬ。

第十六条の見出しを「成立の時期及び届出」に改め、同条に次の一項を加える。

2 取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

第十七条中「第十四条第一項の登録」を「第八条の二の許可」に改める。

「第三章 登録の変更、取消及びまつ消」を削る。

第十九条の見出しを「役員又は会員の氏名等の変更」に改め、同条第一項中「第十三条第一項第一号、第二号、第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十條を次のように改める。
(定款の変更)

第二十條 取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第十五条第一項及び第七項の規定は、第一項の認可について、第十五条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可であつて、上場商品若しくは商品市場を開設する地の変更又は会員若しくは商品仲買人の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止に係るものについて準用する。

第二十條の次に次の一項を加える。

(業務規程の変更)

第二十條の二 取引所は、第七十八條第一項の規定により業務規程をもつて定めるべき事項のうち、その変更が売買取引の公正の確保又は委託者の保護に支障を及ぼすおそれがある事項であつて、政令で定めるものについては、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

務大臣に提出しなければならない。

3 第十五条第一項第一号及び第二号並びに第七項の規定は、第一項の認可について準用する。

「許可」に改め、同条第二項中「取引所の登録を取り消す場合」を「取引所の設立の許可を取り消す場合」に、「取引所の登録を取り消し、又は登録に係る事項の一部の変更を命ずること」を「当該各号に掲げる処分をする」に改め、同条第一号中「三月以内に上場商品」を「三月以内に当該上場商品」に、「停止したとき」を「停止したときは、設立の許可若しくは定款の変更の認可を取り消し、又は定款の変更を命ずること」に改め、同条第二号中「第十三条第一項の登録申請書」を「第十三条第一項の登録変更申請書」を「第十八条の二の許可、第二十條第一項の認可若しくは前条第一項の認可の申請書」に、「発見したとき」を「発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずること」に改め、同条第二項中「登録の取消」を「処分」に改め、後段を削る。

第二十一条の次に次のように加える。

第三章 削除

第二十二條を次のように改める。

第二十三條 削除

第二十三條第一項中「証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。」を削る。

第二十四條第一項中「会員となること」を「会員たること」に改め、同項第二号中「(第百十一條及び第百十八條を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「第五十二條第一項第二号」を「第五十二條第一項」に改める。

第二十五條第二項を次のように改める。

2 取引所は、前項の規定により会員の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保するため必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において売買取引する会員の純資産額の最低額が他の会員の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができ。

第二十五條第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5 第三項の場合において、会員の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、取引所は、遅滞なく、当該会員を除名しなければならない。

第二十五條中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十五條の二中「定款をもつて」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第二十六條中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十六條の次に次の一項を加える。

(議決権及び選挙権)

第二十六條の二 会員は、出資口数にかかわらず、各一個の議決権及び役員を選挙権を有する。

2 会員は、第六十六條第六項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができ。この場合において、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることできない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならない。

第二十七條第二項中「前条第六項」を「第二十六條第五項」に改める。

第三十條第一項中「又は合併に因り解散し」を削り、「若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人」を「又は受遺者」に改め、同条第二項中「加入につき」を「定款で定める期間内に加入につき」に改め、同条第三項中「又は解散」を削る。

第三十一條の次に次の二條を加える。

(売買取引に係る権利義務の承継)
第三十一條の二 第三十條第一項又は第二項の規定により会員の持分及びその持分についての権利義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務を承継する。

第二百二十二条の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。を削る。

第六十八条第一項第三号中「(第二十五条第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二条の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。を削り、同条第二項を削る。

第七十条を次のように改める。

第七十条 削除

第七十一条中「第二百四十四条を「第二百四十三条(株主総会の延期又は続行の決議)第二百四十四条に、この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商品取引所法第六十六条第六項」と、同法に、「第六十八条第一項」を、第六十八条」に改める。

第七十七條中「第十四条第一項の規定により」を削り、「商品を売買取引する旨の登録がしてあるもの」を「商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三条第一項の政令で定めるものを含む。の売買等を業として営んでゐるもの」に改める。

第七十八条第二項を次のように改める。

2 取引所は、第二十條の二第一項の政令で定める事項以外の事項について業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

ことができる商品」に改める。
第八十七條の見出し中「取引停止」を「取引等の停止」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五十三條の二の規定は、商品仲買人の商品市場における売買取引の受託がこの法律又は取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

第八十八條中「何人も、」の下に「商品市場における売買取引に關し、」を加える。

第九十二條中「担保に供し、貸し付け、その他委託の趣旨に反して」を委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他」に改める。
第九十三條を次のように改める。
(委託の媒介等の制限)

第九十三條 商品仲買人でなければ、業として、商品市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理をしてはならない。

第九十七條第一項中「商品仲買人は、」の下に「受託契約準則の定めるところにより、」を加え、「受託をするときは」を「受託について」に改める。

第九十八條第一項第四号中「取引所の登録」を「設立の許可」に改める。

第九十九條中「登録の変更」を「定款の変更の認可」に改める。

第一百條第二項を削る。

第一百條第一項中「(合名会社の清算關係)」を、「第三百三十一條(合名会社の清算關係)、第四百十七條第二項に改め、(株式会社の清算關係)」の下に「並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五

条第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第五十二條及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで及び第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)を加え、同条第二項中「第六十八條第一項」を第六十八條」に改める。

第二百二條第一項中「第十四條第二項の規定による主務大臣の通知」を「第八條の二の許可」に改める。

第二百五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百十條第二項中「第十四條第一項の規定により取引所が商品取引所登録簿に登録されたことを証する書面及び」を削る。

第一百十二條第三項を削る。

第一百十三條第三項中「登録」を「設立の許可」に改める。

第一百十五條の次に次の一條を加える。

(登記期間の計算)

第一百十五條の二 登記すべき事項であつて、主務大臣の許可又は認可を要するものは、その許可書又は認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

第一百十八條中「明治三十一年法律第十四号」及び「第五百十條まで、第五百十條ノ三から」を削る。

第二百二條第一項第一号中「第二十五條第二項、第三十八條第四項(第四十七條第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基く政令(以下本章において「この法律に基く

政令」という。)、第二十五條第八項、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下本章において「この法律に基く省令」という。))若しくは第九十九條、第二百二十條第一項若しくは第二項、第二百二十一條第一項第二号若しくは第二項、第二百二十二條若しくは第二百二十四條の規定による主務大臣の処分(以下本章において「この法律に基いてする主務大臣の処分」という。))を「この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の処分若しくは定款に、「登録」を「設立の許可」に改め、同項第二号中「業務の全部」の下に「若しくは一部」を加える。

第二百二十五條後段を削る。

第二百四十六條中「第十九條第三項、」を削り、「第四十二條第九項」を「第四十二條第七項」に改める。

第二百四十七條を次のように改める。

第二百四十七條 削除

第二百四十九條から第二百五十一條までを次のように改める。

第二百四十九條から第二百五十一條まで 削除

第二百五十二條中「十萬元」を「三十萬元」に改める。

第二百五十三條中「第二十條第一項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した」を「第七條第二項又は第三項の規定に違反した」に、「十萬元」を「三十萬元」に改める。
第二百五十四條第三項中「十萬元」を「三十萬元」に改める。
第二百五十五條中「三萬元」を「十萬元」に改める。

円」に改め、同条第三号中「、第九十條」及び「による制限」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第九十條の規定による制限に違反した者

第二百五十六條中「三萬元」を「十萬元」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第二十條の二第一項、第七十二條第一項又は第七十四條の規定に違反したとき。

二 第二十一條第一項、第二百二十一條、第二百二十二條又は第二百二十四條の規定による処分に違反したとき。

第二百五十七條及び第二百五十八條中「三萬元」を「十萬元」に改める。
第二百五十九條中「二萬五千元」を「五萬元」に改める。

第六十條中「二萬五千元」を「五萬元」に改め、同条第二号中「第二十條第二項の規定による」を「第二十條第二項又は第二十條の二第二項の規定による申請書又は」に改め、同条第三号を削る。

第六十一條中「二萬元」を「三萬元」に改め、同条第一号中「第六條第二項、」の下に「第三十八條第二項」を加え、「第九十一條第一項、第九十六條第一項又は第九十七條第一項」を「又は第九十一條第一項」に改める。

第六十二條中「二萬元」を「三萬元」に改める。

第六十三條但書を削る。

第六十四條中「五千元」を「一萬元」に改める。

第六十五條中「五千元」を「一萬元」に改める。

四に改め、同条第一号中「第二十五
条第三項から第五項まで」を「第二十
五条第三項又は第四項」に改め、同
号を同条第一号の二とし、同条に第
一号として次の一号を加える。
一 第十六条第二項の規定による
届出をしなかつたとき。
第百六十六條中「三千円」を「五千
円」に改め、同条第一号及び第二号
中「第十九条第三項」を削り、「第
四十二條第九項」を「第四十二條第
七項」に改める。

附 則
1 この法律の施行期日は、公布の
日から起算して三月をこえない範
围内において政令で定める。
2 この法律の施行の際現に改正前
の第九條第五項の登録を受けてい
る商品取引所は、改正後の第八條
の二の許可を受けたものとみな
す。
3 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。
4 農林省設置法（昭和二十四年法
律第五十三号）の一部を次のよ
うに改正する。
第四條第十七号の二中「商品取引
所」の下に「つき許可又は認可を与
え、」を加え、「及びこれ」を「並びに
これら」に改める。
5 通商産業省設置法（昭和二十七
年法律第二百七十五号）の一部を
次のように改正する。
第四條第一項第二十七号中「商品
取引所」の下に「つき許可又は認可
を与え、」を加え、「及びこれ」を「並
びにこれら」に改める。

○古池政府委員 ただいま議題となり
ました商品取引所法の一部を改正する
法律案について提案の理由を御説明申
し上げます。
現行商品取引所法、昭和二十五年法
律第二百三十九号が施行されてから
約三年を経過したし、その間に設立
された商品取引所も二十を数える
に至つたのでありますが、商品取引所
の公共的機能と性格とにかんがみ、か
つまた現行法施行後の経験にも徴し、
商品取引所の設立を許可制にするこ
とに、その運営の合理化をはかるた
め、現行制度に適正な改善を加える必
要を痛感するに至つたのであります。
本改正法律案は、右の趣旨から、それ
ぞれ必要な事項の改正について立法化
するために提出したものであります。
その内容について御説明いたします
と、第一は、商品取引所の設立を許可
制に改めたこととあります。現行法
は、自由設立を建前として登録制をと
つてゐるものでありますが、商品取引所
の公共的機能と性格とにかんがみ、授
機市場化するおそれがあったり、その
他健全な発達を期待できないような取
引所の設立を抑制できるように体制を
とることが必要と考えられるからであ
ります。

第二は、定款の変更及び業務規程の
うち重要事項の変更については、主務
大臣の認可を要することとしたことで
あります。現行法では、これらの変更
は単なる届出で足りることになつてお
りますが、このような体制は、公共な
相場場の形成、過当投機の防止または委
託者の保護に遺憾ないようにする見地
からは、不十分かつ不適当と考えられ
ますので、この点を改善しようとする
ものであります。

第三は、商品取引所の運営の合理化
をはかるために必要な制度の改善を行
うこととしたこととあります。一、
そのおもな点を申し上げますと、一、
会員信託金、仲買保証金及び売買証金
に充用することができ有価証券の
範囲を拡張したこと、二、議決権及び
役員を選挙権については、定款の定め
るところにより、書面または代理人に
よる行使を認めることとしたこと、
三、取引所は、売買取引の公正を確保
し、または委託者を保護するため特に
必要があるときは、二以上の商品市場
において、または他の取引所において
売買取引する会員または商品仲買人の
純資産額の最低額を定款で定めるとこ
ろにより加重することができるとした
こと、四、持分を承継して会員とな
つた相続人または受遺者は、被承継
人の未決済の売買取引にかかる権利義
務を承継するものとするとともに、脱
退した商品仲買人も脱退前にした委
託にかかると未決済の売買取引の決済を
結了できるようにしたこと、五、会員
の脱退の予告の最低期間については、
現行法では六十日となつてゐるのを三
十日に短縮したこととあります。

以上三つのほか、本法律案におきま
しては、今次改正を機会に、他の法律
との均衡を考慮し、罰金及び過料の額
を引き上げるとともに、その他所要の
条文整備を行うことにいたしました次第
であります。本改正法律案の内容はおお
むね以上の通りであります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御可決くださいますようお願いいたし
ます。

○大西委員長 次に小委員会の参考人
の件についてお諮りいたします。
本日午後一時より開会の中小企業に
関する小委員会に、参考人として全日
本中小工業協議会中央常任委員太田義
雄君より意見を聴取いたしましたので、これ
を許可するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 それではそのように決
定いたします。
○大西委員長 次にガス事業法案を議
題といたします。質疑を継続いたしま
す。伊藤卯四郎君。

○伊藤卯四郎君 先般衆同僚各位から
それ／＼この問題について質問されて
いるのでありますが、私も最も具体的
な事例について、それ／＼質問をしよ
うと思つてあります。
まず最初にお尋ねしたいのは、公益
事業としてのガス事業のあり方の点に
ついてであります。ガスは御承知のよ
うに経済的に非常に不安定な点並びに都
会生活に最も適合した点、これらが都
会人の家庭生活燃料として最適なもの
であることは申すまでもありません。
また国家的に見ても、森林資源の濫伐
などを防ぐ点からも、石炭を科学的に
消費する熱経済の総合燃料の国策上か
ら見ても、今後の都市にはますます／＼発
展普及せられなければならないという
ことも公益事業として当然なことであ
ります。その企業規模は大小さまざま
であります。その差はきわめてひと
いふのであります。大きいのは資本金が
四十数億圓という大会社があるかと思
えば、一方にはわずか三十万か五十万
のものもあるものであります。大体五

つの大会社を除けば資本金はいずれも
一億圓以下のものが六十余の小企業と
して多数存在してゐるのであります。
公益事業としてかくのごとく小規模の
経済基礎の薄弱なものと、一体そ
の使命を達し得るのかどうか、公共福
祉の使命を達し得るのかどうか、こ
ういふ点をひとつ具体的にそれ／＼説
明願ひたい。さらに今後かかる小規模
のものを統合して経済的に基礎を強固
にするともに、技術を向上させること
が公益福祉増進をするためにぜひ必要
と思うが、今後政府は、これら弱小企
業を漸次統合する方針があるかどうか
か、それともこのまま自由放任してお
くつもりであるかどうか、そのような
形で公益事業としての使命を十分達し
得るとお考えになつておるかどうか、
ガス事業には最も経済的な規模単位と
いうものがあるのかどうかということ
を疑わざるを得ない点があります。こ
ういふ点についてもひとつ御説明願
ひたい。また私企業としてガス事業を
起す場合に、需用家軒数というものの
最低限度をどの程度にするという一応
のそういう計画の上に立つてやらされ
ておるかどうか、こういう点も具体
的に明らかにしておきたいと思つので
あります。

○中島政府委員 ガス事業の形態が、
大都市と地方によつて規模が非常に違
つておることは御指摘の通りでござい
まして、現在においては、従来許可さ
れたガス事業者の中では、需用家の戸
数も非常に少なく、経営が必ずしも安
定してないというふうなところもござ
います。今後の方針といたしましては、
大体千五百戸ないし二千戸が最低
限の需用家戸数であつて、それ以下な

第一類第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十九年三月十日

らば大体ガス事業としては成り立たないという見解をわれ／＼は持つております。従つてそれを基準として、それ以上の需用家を獲得できそうもない地区におきましては、許可は押える、現在はいくつかの方針で臨んでおります。それで今ありますという地方の小さな会社が義務を果しておるかどうかという点につきましては、現在許可されております会社がガス事業の法律に基づき本来の義務を完全に果たすように、当局といたしまして監督をいたしております。また事業者としてもそのように活動しておるわけでありまして、なか／＼大都市と違ひまして、地方ではガスに対する需用が必ずしもそれほど多くないことに地方におきましては、ガス以外の木質燃料等の獲得が容易であることから、必ずしもガスになじまないというふうな関係もございまして、ガス事業を興しても、相当密集した戸数があつても、その全部がガスを引くというところまでには参つておらないのであります。従つて地方においても大都市と同様にその普及を考へるというところは、ちよつと困難もございまして、従つてこれはやはりその実情に応じた形で自然に発達して行くというふうに考へざるを得ないのであります。ただこのいうふうな規模が小さくて資本力も小さいというふうな会社がありますことは、そのサービスの面から申しまして、あるいは料金の点から申しまして、大会社と比べると、決して有利でないというところは事実でございまして、できればこれをできるだけ大きな形にするということが望ましいわけでございます。しかしガスにつきましても、

は、御承知のように電氣と違ひまして、すべての家がガスを引くというふうな性質のものではありませんし、また電氣のごとく送電線等によつて全国に連繫しておるというふうな事業でもございませんので、それ／＼の都市あるいは町が連絡なしに独立してガスの事業を形成しておるというふうな実情である。従つてこれを一つの大きな企業に統合するということが、すなわちその事業を大資本の力でもつて大きく改善して行くことができるというふうには考へられませんか。ではその点はどういうふうにしらうかというところにつきましても、われ／＼も研究いたしておりますが、まだ結論を得ておりません。従つてガス事業につきましても、現在すでに小規模な地方ガスをある程度の規模に統合して参るというところについて、積極的にそういう方策を進めるといふふうには、現在までのところまだ考へておりません。

○伊藤(卯)委員 どうも説明を伺つておると、自信がなくして法案を出しておられるように思ひます。地方においても自然発達のままに放任しておる。またその結論というものが、十分確信を持つておらぬということになると、私どもはこの法案を審議するにあつて非常に疑問を持たざるを得ません。少くとも政府がしかも公益事業について法案を出される場合において、過去に於いてこのようない弊害があつた、公益事業に於いておらぬ、そこでこれら遺憾の点に於いて、今後はかくして公衆奉仕をなさうために、万全を期するために法案を出したのだというところなければ、われ／＼はこの法案を信託して審議することはできない。私

はその点をなほ遺憾に思ふのであります。論議の点はあとですることにして質問を進めて行きます。次に企業形態についてであります。が、現在のガス事業は私企業の会社経営あるいは組合——組合というものは御承知のように奈良県の丹波市町に上水道ガス生活協同組合の優勢の差というが、この企業形態別の優劣の差というが、そういう点は多分おわかりになつておると思う。それでこれを比較したものをお示し願ひたい。今後の都市のガス事業形態として、いづれの形態を理想的なものと考えておられるか。これは長い経験上、また行政監督をして来ておられる関係上、国家としては当然あるべきだということもあろうと思うから、それらの点をお示し願ひたい。

な丹波市町の組合は、もし組合員のみ供給するものとすれば、一般の供給とは認めがたい。従つて、ガス事業とは、一般の需用に応じ、導管によつてガスを供給するものとなつておるか、これを特定の供給としようかどうか、これらの点についてどのような解釈を持つておられるか。今後ガス事業のごとき公益事業は、公営か国営形態か、もしくはその中間的なものなら強度の国家管理の形態とすべきであると思ふ。そうでなければ、われ／＼は公益事業としての目的を完全に達し得ないと思ふが、この法案を出されるにあつて、そういう点等をどのように考へておられるかを明らかにしておいていただきたい。

○中島政府委員 ガス事業の形態に現在組合経営もございまして、私企業の会社経営等、いろいろな形態がござい

ますが、従来の成績から申しまして、組合の形による経営というものはあまり成績がよくないようでありまして、ガス事業は、今日までの実績から申しますと、会社経営のものがはかに比べるに概して成績が上つておるといふことになつておるわけでありまして、理想としてどういふふうな形がいかにということとは別問題でございまして、今日までの実績はそういうふうな形でありまして、それから組合経営というものは、組合員になつた場合にガスの供給を受けられるということでありまして、組合員以外に対してガスを供給することになりますと、組合の経営を逸脱することになります。また組合の本旨にも沿ひませんので、そういう場合におきましては、組合員外に供給する場合に、その者が組合員になつた際に供給を受ける、こういうふうな形をとつておるわけでありまして、従つてその場合には、いわゆる特定供給という考え方はなく、大体供給を受けた者が組合員になるというところ、一応実質的には組合は開放されておる。従つてこれでは供給を受けた者は、組合員になるという形を通しておりますので、従つて特定供給でなくやばり一般経営である。従つて一般のガス事業者と何ら異なるところはな

いというふうな考えを以て、普通のガス事業者としての法律の適用を受けておるわけでありまして、それから将来どういふふうな形態であるべきかという問題につきましては、これはなか／＼むづかしい問題でございまして、けれども、先ほど申しましたように、今日までの実績等に徴しました場合に、やは

りガス事業の実態を考へまして、電氣と違ひます点を考慮いたしますと、相当大きなところまでまづ統一的に経営するといふふうな必要性がそれほど大きくない。従つてかりにたとへば電力等につきまして国営というものが問題になつた場合におきましても、ガスについてはその度合いがそれよりまた少し下になるというふうな考へざるを得ない。言いかえしますならば、東京、大阪のごとき大都市におきましては、ガスにかわるべき可燃物の獲得が非常に困難である。従つてガスの家庭における重要性というものは非常に大きくなりまして、従つてもこれがだん／＼いなかに行くと従ひまして可燃料というものは増加いたしましたので、必ずしもガスが有利でないという点が出て来ます。それが現実的にガスの需用家の普及率がそれほど大きくないという形で現われて来ます。そういう関係がございまして、具体的にガス事業一般としてこれを強力に国家で管理する、あるいは一層公益的な色彩を強く打出した規制をするといふふうなことは必ずしも適當でないのではないかと、こういうふうに考へております。従ひまして現在出しております法律では、一応全般的なガスの事業に対しまして規制は、大体電氣と相似通つておられますけれども、特に地方の小ガス事業者に対しては、こまかい手続あるいは命令事項等につきましては、政令あるいは省令によつてこれを免除するといふふうなことも考へておられます。必要程度の規制をはかる。大都市のガス事業につきましては、相当な監督もいたしますが、地方につきましても、やはりいふふうな、いわゆる自由企業の色彩が次第に強くなりまし

て、そこまであまり立入ったことはいない方がよいのではないかとというのが現在出しております法律の建前でございます。

○伊藤(卯)委員 今答弁を伺っておりますが、どうもガスを公益事業として営んで行くについて自信を持っており、中央であらうと地方であらうと、ガスが大量の家庭生活での切実なる事業であることは言うまでもないはずで、そういう点からこれが公益事業と称されておる公益事業であるなら、その生活へ奉仕することを明らかにすることが、公益事業の使命を全うすることであると思ふのである。どうもそういう点に對して自信を持っておられないようであるが、はなはだその点は私も遺憾に考へておる。

さらに私がお尋ねしようと思ふのは、供給義務についてであります。本法案では供給区域は許可制になつておる結果、第十六条供給義務の規定において、ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。ことになつております。区域内の需用家に対しては差別なく公平に供給しなければならぬ旨が規定されておる。しかし実際のガス申込みの場合、ガスの申込み要求はほとんど拒否されておると言つても過言ではありませぬ。たゞ受付けられる場合にも、ガス・ストープ、ガスぶろを買えとか、ガスこんろと組合せの申込みが優先的に供給を受けるとか、単にガスこんろ申込み者とはまわしになつて容易に供給されないということを、おそ

らくあなた方も耳にしておられるだらうと思ふのであります。これはわれわれが至るところで困つておる人の切実な訴えをいかに聞くのである。かかる不公平な選別供給は本法案の十六条の正当な事由なくしてということと相反する。正当な事由といふのは具体的にどういふことなのか。正当でない状態が非常に大きくまたに起つておるのであるが、正当な事由といふのはどういふことを言われるのであるか。現実の状態等に照してわれわれはこれを知ることができないのであるが、この点ひとつ明らかにしていただきたい。

また戦時中の昭和十六、十七年に比べて、全国需用家件数は約八割程度にすぎないが、総使用量では三割も増加しておる実情であるので、一件当りの使用量は戦時中の五割以上であり、これを換算すれば、ガス事業者が小需用家の多数に分散供給するよりも、多量使用の少数需用家に集中供給する方が経済的にはるかに利益であるために、かかる営利的な営業方針を実行しておることを如実に示すものであることは御承知の通りであります。この実情を見て、私企業としてあまりに営利的といわざるを得ないのであるが、さきに私が述べたように、うわさばかりではなくて、真実であることがよくわかつて、ここでも知ることができるのである。多数の零細需用家は割安のガス供給の恩恵に浴することができない。少数の金持ち階級だけがこれを受けることになつておる。公益事業のあり方としてかかる営利的方針を今後業者が持続させる方針であるかどうか、それとも今後は奢侈的な少数のガス・ストープ、ガスぶろなどを抑

制して、これらを多数のガスこんろ需用家に送り、従来の方針を一擲して一律需用家当りの使用量を増加し、普及向上させようという点に重点を置くべきであるか。これが公益ガス事業の根本的使命でなければならぬと思ふが、これらについてどのようにお考えになるか、これらのガス事業に對して今後どういふ監督、指導をして行かれるつもりであるか。これはやはり具体的な点でございまして、ひとつ具体的に御説明を願いたい。

○中島政府委員 ただいまの問題は非常に重要な問題でございまして、われわれもかねてからこの点につきまして注意を払つておるところでございまして、需用の申込みに對しまして、ガス会社の工事能力、あるいは毎月実際にガスをとりつきます件数といふものが非常に少ない、その結果、申込みをいたしましても、なか／＼ガスがつけられないといふのが、一般の非難的になつておりますが、この点はガス会社といたしましては、十六条にありますが通り、公正な見地から何れそに差別なく、順次とりつけをすべきであるといふことは当然でございまして、ただその過程におきまして、たとえば御指摘のようにストープあるいはガスぶろとの割合をやつた場合に、そのものが早くガスのとりつけがなされるというふうな事例もかつてあつたやうでございまして、そういう点につきましても、当局といたしましては、かなり厳重に警告をいたしております。また会社といたしましては、これは会社の根本的な方針でなくて、末端におきましても、若干の行き違い、あるいは行き過ぎ等の関係からそういうふうな事例も出たと

いうことで、最近では完全にその点はないように改めております。むしろ將來におきましては、そういうふうなことはやるべきでもありませんし、また他面から考えまして、現在ガスの需用が非常に旺盛でありまして、供給能力が不足してしまつて、まず炊事用のガスを普及するといふことが第一義であるにもかかわらず、ストープあるいはふろといったような需用を喚起するといふことは実際にも合いませんので、そういうことは当然やるべきでないと考えております。

それから將來の方針をいたしまして、そういうふうな奢侈的需用を抑えて、一般の普及をはかるべきであるといふことは、考え方としてはけつこうでございまして、ただ現在ガスの申込みが、たとえば東京の例で言いますと、毎月一万件近くございまして、実際にとりつけますのは五、六千件にすぎない、その間申込みの取消しものが多い、実際のには毎月千件程度のおろしもの残るといふことになつておるのでございまして、そういう状況にございまして、むしろ炊事用の需用といふものが第一義的なものでございまして、暖房にいたしましては、あるいはふろにいたしましては、やはり燃料経済という点から考えますと、先般の資源調査会の答申にもありますように、都市の燃料をできるだけ節約して、石炭、ガス系統に移るべきであるといふふうな見解をとつておりますが、その趣旨から言ひましても、同じ燃料として、ふろ用でありましても、あるいは暖房用でありましても、

も、できるだけガスの方へ移つて行くといふことは、全体の燃料経済から言つて望ましいことである。従つてそういう見地から、たとえばストープあるいはふろといったようなものも必ずしも奢侈的用途ではないといふふうに考へます。また実際のガスの供給状況から言ひまして、現在工事が非常に遅れておるものは、いわゆる工事能力あるいは工事費の支弁という資金関係からいたしまして、能力がそこまで行かないといふことはございしますが、それとあらはになつてございす。ガスの供給力から言ひますと、大体現在のところは、一般の需用に對しまして心配ない程度に設備を持つておりますし、また將來の拡充計画もあるわけでありまして、従つてそういうものを抑制しなければならぬといふほどの必要は、今供給上の関係からいつてもなからう。従つてその両面からいまして、ただいまのところ、ガスの需用を炊事に限るといふことをやる必要はないのではないかと。將來たとえば、かつての戦時中におけるごとく、石炭が非常に不足するといふような関係で供給力が落ちました場合には、そういうことを考へる必要もあるかと思ひますけれども、現在の段階ではそこまで至つておりません。従つて一応ガスの供給に對しましては、ただいまのところ何らの抑制をしない、このままではいふのではないかと、こういうふうにおられは考へております。

それから事業会社が特に需用量の多い需用家に対しては、できるだけ優先的に供給して、いわゆる需用の集中化

て受付ける。ただ単純に申込みの順序で取付けられるという事は必ずしもないかと存じます。実際に導管がその近所まで来ている。従つて大きな工事をしなくても取付けられるものにつきましては、他のものに比べて割合に早くガスがつけられるという事はございまして、そういうふうな順序の変動はございすけれども、全般的に見まして、工事の状況その他を考へまして、できるだけ公平な見地から需用者の質というものを考へないで、取付けをするという方針にはかわりないのでございす。

○伊藤(卯)委員 この法案は事業者保護法案ではないかという疑いは私は実は持つておるのであります。この法案は卸や特定供給業者には新規に規制を加えて厳格となつておるが、ガス事業者には、その自主性を尊重し保護育成に努めるとともに、監督事項におきましても、旧公益事業令よりかなり減少して自由企業のな色彩が濃くなつております。たとえば、許認可手続、会計聴聞等の諸規定が簡素化された等でありす。すなわちガス事業者保護法案の色彩が濃厚ではないか。なおガス事業者の社外投資、利益金の処分等の会計規則の規制の必要が法令改正審議会の答申書には見かけられるものにもかかわらず、本法案には削除されております。一体これはどういふわけであらうか。この点も法案審議の上非常に重大な関係がありますから、それらのいきさつについて具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 このガス事業法は前の公益事業令、あるいはその以前のガ

ス事業法に比へまして比較的规定が簡素化されていゝという事は御指摘の通りであります。ただねらいは、あくまでもやはり公益事業といたしまして必要な規制はするということにはかわりがないわけでありす。ただ従来の経験に徴しまして、不必要に会社の経営に干渉するといふことは避けた方がよくはないかというものが、今度の法案のかつたおもな理由でございす。しかし一般の消費者保護のための必要な規定はすべて盛り込まれておりまして、特に消費者保護の規定といたしましては、従来ありました法的独自の規定をやめまうとか、あるいは使用設備を必ずつくらなければならぬ、こういう設備の設置義務を置いたというものは従来の規定になつたわけでありす。それから特に同じガス事業の区域でありまして、一部につきまして供給しておらないという場合には、これをいゆる休眠区域といたしまして、その区域を減少して、他のガス事業に開放するというようなこと、こういう点はガス使用者の保護の見地から、ガス事業者に対して従来なかつた規制を加へておるわけでありす。その他熱量、圧力の測定義務の規定でありすとか、事業の区域外の供給を禁止するといふことは、すべて新しいガス事業者の義務でありまして、これは使用者保護の規定でありす。

一般的に申しまして、特に経理の關係その他規定が簡素化されておるやうが、これは必要最小限のことをやつて行けばよろしい。たとえば従来はガスの設備をつくり出すときに許可を受けるのは当然でございす。設備が完成して使用を開始するときに、また

もう一ぺん許可を受けるというやうな規定もありましたが、そういうやうなむだなことはやめております。結局設備の許可というやうなことは、大体において保安の見地から取締ればよろしいといふことで、まず設計等につきましてあらかじめ許可の際十分審査をいたしまして、それからあとの工事につきますしてはあらかじめガス事業者に保安基準といふものをつけさせまして、それによつて工事をさせるといふやうなことにいたしまして、十分保安上の心配がないといふことにしております。

それから経理的な關係でいへば、な手続を簡素化しておりますけれども、経理上の監督をするといふことは、結局においてガスの使用者に対して不当に高い料金がかけられないやうにといふことが目的でありますので、最終的にはその面でも十分規制すればよろしいという観点から、経理的な關係におきましてあまり不必要な干渉は企業の自主性を重んずる趣旨から今度を除いておるわけでありす。特に利益処分につきましては、この利益処分案が適當でない場合には、その修正を勧告するやうにといふやうな審議会の答申もありましたけれども、結局勧告といふやうなことが法律的にあまり例がないといふことと、また實際面におきましては、かりに不当な処分をいたしたとしても、料金の原価を算定いたします場合には、そういう實際の処分と關係なしに、公正な見地から当然しかるべき利益処分だけを計算に入れた料金を決定するといふことによつて調整できるといふ考へをもちまして、

調整できるといふ考へをもちまして、

そういう点は除いておるわけでありす。

○伊藤(卯)委員 公益事業であるなら大家への奉仕といふことを根本に置かなければならぬ。従つて経営者に対して独占事業的にこれを保護するといふことであつてはならぬ。その経営経理を厳に監督するといふことが、最も公益事業に対する行政監督官庁の使命を達成しておることになります。そして公共福祉のために奉仕をさすといふことが、公益事業の根本的な性格でなければならぬ。そういう点を何で一体だん／＼緩和して、ガス事業会社に気がねしなればならぬか、私にはどうもその点がわからぬ。それらは大いに議論しなければならぬ。けれども、それはいづれこの法案の最終的な段階でひとつ根本的に論議しましょう。

さらに本法案のガスの定義です。ガスとは一般に気体のことを言つてゐるのであります。本法案第二条の定義の条文には、ガスの定義が明文化されていゝのであります。法案のガスは燃料用ガスに限定されてゐるのか、それとも天然ガスのごとく化学原料用ガスにも本法案が適用されてゐるのか、ガスの質の測定は第二十一条で熱量と圧力だけに限られるところを見るに、本法案のガスとしての価値は燃料として用ゐられるが、本法案はあらゆるガス、たとえば燃えない窒素ガス、アンモニア・ガス等にも適用されるのか、また本法案のガス使用の用途についてどのように考へになるか、これを伺ひたい。またガス工作物の定義にはガスの発生設備が当然含まれてゐるが、天然ガスの場合は採取設備の全部が含

天然ガスの場合は採取設備の全部が含

まれて法案の適用を受けるのか、石油及び可燃性天然ガス、資源開発法に本法案が抵触することはないのかどうか、この辺の法律的な解釈について明らかにしてもらつておかなければならぬ。この点をひとつ具体的に御説明願ひたい。

○中島政府委員 最初に御注意のありました点は、法律上いへば会計監督の規定は割合に少なくなつておりますけれども、實際問題といたしましては、逐次報告も受けまうし、また監査もいたしまして、その際役所といたしましては会計基準といふものが、あるいは監査規定といふものが、そういうやうな一定の基準をつくりまして、それによつて常時監督を行うといふことはいたすつもりでございす。従つて法律上の明文はなくても、實際の行政指導でもつてある程度の監督はできるつもりであります。

それからただいまの点でございす。ガスの定義が第二条に出てゐないといふ点は一応問題でございす。ただこれに書きませんでした。おもしろい理由が、これはわれ／＼の考へておりました。これは燃料用ガスだけでありまして、それ以外のものをガス事業者の対象とするといふやうには考へておりません。ただ同じ石炭ガスでありまして、ことに天然ガス等におきましては、燃料以外にも使われることもあるわけでありす。そういう場合におきまして、かりにそれが同じガス事業者から供給されている場合に、たゞ／＼それが需用家の都合で燃料以外あるいは原料用に使われるといふことがありまして、その場合にはガス事業のその部分についてだけ対象から省くとい

うことは實際問題としてできませんので、一応導管をもつて一般に供給されるもの、それが熱量と圧力を持つものについては、このガス事業法の対象とするというふうな、少し間接的な表現をしていられるのであります。つまり第二条のガス事業の定義と、その他たまたま御指摘のような二十一条等からいたしまして、結局燃料用ガスを主体としていて、結局解きが出て来る。それを表面に出してやりません理由は、主としてそういう点でございます。従つて天然ガスがガス事業法の対象になるのは当然で、それが導管をもつて一般の需用に応じて供給される形態を持つ場合には、天然ガスでもガス事業であると考えていられるのであります。その際どこからガス事業の設備となり、またどこからガス事業法の対象になるかという点でございますが、これは鉱業法、鉱山保安法、石油及び可燃性天然ガス資源開発法等の法令の關係がございまして、その点は一応こちらでも考慮しておりますが、ガス事業といたしましてこのまま放置いたしますと、当然天然ガスの場合には採掘設備からガス事業の製造設備になるわけでございまして、しかし實際の取扱いにつきましては、法令、省令でこの点を明らかにするつもりでございますが、鉱山あるいは鉱山保安の当局と協議をいたしまして、大体その区分を次のように考えております。天然ガスの場合におきましては、天然ガスを自分自身が一般に供給する場合は、天然ガス採掘業者自体がガス事業者になりますので、みずからガス事業者としての手続をとらなければなりません。それから天然ガスを掘りまして、それを他のガス事業者に売

場合においては、このガス事業者の設備となりまして、ガバナードを申しますか、ガスのホルダーまで送つて、ガス・タンクを経て一般に供給を行う。このタンクまでのものは、天然ガス採掘業者として鉱業法あるいは鉱山保安法の分野で監督をやる。それ以外のものにつきましては、ガス事業法を適用する。こう考えております。それからもし天然ガス採掘業者が自分で掘り出したものがある特定の工場に直接供給する場合におきましては、その工場の入口と申しますか、工場の受入口までのところが鉱山保安法の適用範囲内になりまして、あとは工場自体の問題である、従つてその場合におきましては、ガス事業法の対象になるものは出て来ない一応考えております。

○伊藤(卯)委員 政府側では自分の方が追いつめられて行くと行政処置云々ということをする言いますが、行政処置というものは役所がかつてにする特権じやありません。ちやんと法律に規定してあれば、その範囲内でできるだけ——そういう役所がかつてな解釈をして、国民に迷惑をかけたなり、またえこひいきをしてはならぬのであります。あくまで法の解釈を明確にして、おいて、それを忠実に執行するのが役所の行政処置であります。この点は答弁を聞いておつて非常に遺憾の点がありまして、私はその点を明確にここで言つておきます。

法、鉱山保安法の規制適用の範囲として採取井戸の出口のガス導管からガス工作物として本法の適用を受けることにする方が妥当のようにわれわれは解釈をしていられる。従つて本法第二条の定義が天然ガス、石油ガスも含みます場合は、若干修正を要するという点とも考えられる。こういう点についての解釈上の問題についてどのようにお考えになつていられるか、一つ御答弁願ひます。

○中島政府委員 大多喜の天然ガスの場合には、天然ガスの採掘をするものがみずから一般供給をいたしてあります。従つて採掘業者そのものがガス事業者としての法の適用を受けております。従つて採掘設備からすべて一般供給の末端の設備までが、ガス事業法の対象、公益事業令の対象となつております。また今度の法律案の成立のあかつきにございましては、新しいガス事業法の対象になることになりまして、

○伊藤(卯)委員 さらにお尋ねします。ガス原料炭の輸入防止が非常に問題になつていられることは御承知の通りですが、重油の問題等についてガス原料炭として二十七年には五十八万トン、これは二二%になつております。二十八年度八十三万トン、これは数字で見ますと二七%になつていられるようでありまして、外国炭と重油、オイル・ガスもそうですが、それら一、二万二千五百キロリットル、五万三千七百キロリットルが輸入されている。国際収支の悪化防止のために、国内炭使用に努力を傾注すべきではないかというところは、論議の余地はありません。炭質上から見ても、国内炭を適当とすることは論ずるまでもありません。問題はただ炭質で

ございまして、これらの炭質の問題も、すでに政府が御承知のように、輸入炭は輸入関税を一銭もつておらぬ。そうして安くして、外国の油、外国の炭は御承知の通り、何のためにこういう外国物を保護せねばならぬか、どうしてこの国際収支の悪化を防ごうとしないのか、こういう点は国の非常に重大な問題である。これはむしろ私が言うより、与党の自由党の諸君が言われなければならぬことです。私が代弁をしていられるようになる気がしますが、おそらく政府の方から私の質問にまづと答弁されるだろう、これはどう対処しようとしておられるか、政策的見地から非常に重大な問題であるから、政務次官から御答弁願ひます。

それからオイル・ガス供給が近年急激に増大しているが、その利用価値、経済的な利点、今後増大の見込みはどううか、及び輸入重油等の国内との關係をどのようにお考えになつていられるか。なお石炭ガス、天然ガス、オイル・ガスの三者の現在の供給割合と、各新規設備の場合、料金と比較等は概略どういうような計算になつて現われて来るか、これらをひとつ具体的に示しを願ひたい。

○古池政府委員 お答え申し上げます。最初に外国炭を輸入するというようなことは、現在の外貨事情等から見てもとるべき策ではないということはお話でございますが、その点は原則としてまづたく御指摘の通りだと存じます。ただ従来輸入をいたしたものは、あるいは原料炭としての品質の關係でありますとか、あるいはまたバー

ター貿易の關係等によつて若干輸入をいたしたのでありますけれども、今後とももちろんお話のごとく、国産の炭で間に合う限りにおいては、できるだけ輸入は抑制して参りたいと考えております。

また油の問題であります。これも近年産業界におきまして、相当重油転換が行われて来たことはお話の通りでございます。これにつきましては今後さらにその輸入を増加して行くというふうなつもりはございません。ただ現在、重油を専用するような設備にとりかえておる向きが相当ございまして、これをまたさらに改造するということは非常なむだになりますので、重油専用の設備は従来通り使用を認めるといふことはやむを得ない措置と考へます。

最後のガスのお話につきましては公益事業局長の方から御答弁申し上げます。

○中島政府委員 石炭ガスと天然ガスの割合は、これはむしろ大部分が石炭ガスでございまして、天然ガスの量は全体の二%にすぎません。それから石油ガスは、最近東京、大阪等の大ガス会社で、いわゆるピーク調整のためにつくつておりました、従つてその量も一時的なものでございまして、これをさらにふやすほどの必要はないと思ひます。それで将来の見通しをいたしましては、ただいま政務次官も申されまして、石油ガスを大いに伸ばすというところは全然考えておりません。ただピークの調整のために特に石炭ガスで設備をするすれば、非常に大きな余剰の設備がいりますが、それを石油でやります場合には、比較的簡単にできるという点からいたしまして、あ

る程度のもは保有しておくといいことが必要ではないかという程度の考えを持つておるにすぎません。

それからコストは、天然ガスは、非常に豊富に出ます場合には、一番安いわけであります。しかしこれは生産量に非常に消長がございますので、噴出量が減つた場合にはコストが非常に高くなるということがありますが、大体において天然ガスを一般のガスに供給しておるような事例を見ますと、比較的安いというところは言えます。それからオイル・ガスの方は、ただいまのようない方を使いたすわけでございますが、実際のコストははつきりわかりませんけれども、大体現在の重油の値段で行きますならば、若干石炭ガスよりも安いのではないかと。しかしこれは安いからやるといふことでなくて、輸入炭も重油も、いずれも品質の関係あるいはピク調整の関係ということからいたしておるようなわけでありまして、値段に無関係にある程度の技術上の必要から最小限度のものは輸入せざるを得ない、こういうことになつておるわけであります。

○伊藤(卯)委員 たいま政務次官から御答弁がありました。私は政務次官に一言御注意を申し上げておきたい。それはガス用に使つた石炭は日本の石炭で十分だといふことでございませう。これは私の方で専門家だから、詳しいのでありますが、ただ炭価の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、重油も外国炭も、独立国家になつた現在も依然として無税で入つております。占領時代ならしかたがないかもしれませんが、しかし現在に独立国家になつておる。それにもか

かわらず、日本からアメリカその他に輸出するのにはばらばらな輸入関税をとられて、向うから入つて来るものだけが無税で日本が入ればならぬというところは、独立国家の権威から私は許されぬと思う。またそれが補助燃料の時代ならしかたがありません。しかし日本産業を圧迫するというのに、なおかつこれを無税で入れて、日本産業をどん／＼圧迫してつづいて来るというやり方で、どうして日本の産業経済の自立、独立の基礎ができるか。この点は重大な問題であるから、ひとつよろしくお考えを願つておきたい。

さらにお尋ねいたしますが、炭価変動に対するガス料金の変更について、現行電気料金制度には燃料費の調整制度が採用されておる。炭価の上下によつて大口料金は自動的に変更されることになつておる。しかるにガス料金にはこの制度がないのはどういふわけか。これを採用することは当然だと思つて、どうして採用されないのか。これをどうしようとお考えになつておるか。これをどうしようとお考えになつておるか。ガスの総合原価中、石炭費は大体五七％、コークスが三三％となつておるやうであります。現在のところと炭価が——現行ガス料金を決定した昭和二十七年の十一月ごろと現在を比べますと、炭価は二割から三割、中小炭鉱の分は半分くらいに下つております。こんなに炭価が下落しておる状況であるので、ガス会社は利益があり過ぎておることはあなた方御承知でしょう。どんなに独占的に今もうけておるかというところは論ずるまでもありません。この前ガス料金の値上げのときに、私はガス会社の関係者から直接聞いたのであるが、うちは値上げしなく

てもいいのだが、上げられるように認められて来たから上げざるを得ませんというものであつた。これは経営状態から、労使の関係から見しても、ガス会社がいかにか公益事業に名をかりて暴利をむさぼつておるか、そうして温室の中で恵まれた経営をしておるか、これは実に公益上許されぬ処置である。現行料金が不当に高いということ論ずるまでもないのだが、これを政府はどのように考えておられるか、この際燃料費調整制度を採用して、本法案の十八条の供給規程の変更命令によつて料金を低下することを命令することができるとなつてはおるが、炭価がどの程度まで下つたらこれを値下げさせようとするのか。先ほどお話をすると、大手筋でも二割から三割、中小炭鉱では半分になつておる。こゝまで原料の石炭代が値下げになつておるのに、何で下げられないのか。従来でさえももうかつてしょうがないのに、なおさういふうに原料代が下つておるのか。これでもなおかつ下げられぬとすれば、石炭が三分の二くらいにならなければ値下げできぬというお考えであるかどうか、私はどうも納得ができぬから、ひとつこの際明らかにしてもらいたい。

○古池政府委員 たいま伊藤さんから御注意がありました。点は十分に承りまして、今後われ／＼の参考にしたしたいと考へます。それから料金問題につきましても、お話がございましたが、大体電気とかガスというやうなきわめて広汎にわたつて国民多数が利用しております公益事業の料金といたしましては、できるだけ安定性を持たせることが一面においては必要じやないか

と思つてあります。これをあまり再々におたつて改訂をするということ、原則としては好ましくないだらうと思つてあります。しかしただいまも御指摘がありましたように、その料金のコストの中で重要な部分を占める値下りがあつたというやうな場合には、これまた考慮をするのが当然のことでありませう。従ひましてその値下りが、相当長期にわたつて永久性があるかどうかというやうな問題も考えねばならぬのでありまして、かりに一時的な値下りであるとか値上りであるとかをただちに料金に反映することは、原則としてはおもしろくないのではないかと。さういふやうに考えます。ただいまの石炭の価格の問題は、伊藤さんは御専門であらせられますから十分に傾聴いたしますが、何としましては一般の通炭と違ひましてガスの原料炭は、原料炭としての特異性もあることだと存じます。それらの点を十分に勘案いたしまして、今後の料金問題に対処して参りたいと存じます。なお局長の方から補足して御説明を申し上げます。

○中島政府委員 ガスの料金問題につきましても、たいま政務次官のお話の通りであります。われ／＼の堅持として、非常に成績が良好であるといふことは否定できません。もしもこういう状況がさらに一年も続くといふことであれば、当然に料金の引下げということも考へるべきだと思ひます。ただ、ただいまもお話のありましたやうに、ほんの一時的に上下する現象だけをつかまえて、ただちに料金に反映させるといふことは適當ではないという考え方を持っております。それか

ら電気には、お話のやうに一部の大口需用家に対しては石炭費の及ぼす料金の割引あるいは割増しの規定がございます。しかしガスにつきましても、ただいまさういふ制度をとつておりません。また将来におきましてもさういふことは考へておりません。その理由は、電気と違ひましてガスの場合には、石炭の値下りということでは、そのまま直接にガス事業の収入の増加ということにならない。と申しますのは、電気の場合には発電所に直接影響いたしますけれども、ガスの場合には、ガス全体の製造費は石炭費の値下りによつて下りますが、反面におきまして副産物のコークスも大体石炭が値下りするときは下るといふのが常道でありまして、コークスの値段がどういふやうになるかといふことをあわせて考へて行きますと、石炭費の上下だけでガス料金を考へるわけにはいかぬ、こういう事情があります。その点が一番大きな理由であります。ガスにおきましては常にその問題が起きます関係で、電気と同様な燃料費調整は困難であると思ひます。

いま一つの理由は、電気においては、燃料費調整というのはいはゞ大口需用だけでありませう。本来からいへば、家庭で使う電燈につきましても、石炭費の値下りのあつた場合には値下げする、上つた場合には上げるのが行くつてございませう。これは大体四半期ごとには調整いたすことになつております。四半期について炭価を調べて、それを全体にかけての程度になるかといふ計算をするのと、それからさらにそれに

ことは非常な手間がかかります。従つてそういう見地から、大体大口だけにとどめて、一般家庭用につきましては、石炭費の上下によつて料金を動かさない方針をとつておる。もしその通りにやればできないことはありませんが、その結果かえつて経費がかさみまして、割引かなければならぬものがかえつて上るといふ結果になりますから、そこまではいたしておりませんが、それと同じような理由で、ガスの場合においても、家庭用のものと工場用のものとは違つておる。かりに工場の大目だけをやることになると、きわめて少部分だけがそういうような恩恵を受けることになりまして、他の大部分の需用家はそういうものに無関係になる。従つて程度の相違はありますけれども、結論として、燃料費調整はガス事業にとつては適當ではない、こういう意味から今後についても考えていないわけであります。

○首藤委員 関連して。今の同僚伊藤君の御質問の料金問題について、ちょうどよいときですから関連質問いたします。

現在の公益事業で、ガス会社はどサービスの悪いしかも独占事業は、ほかに比類がないということにわれ／＼大きな不満を持っております。ガスのコストはほとんど石炭代で左右されることは議論の余地はないわけであります。石炭は二割ないし三割、中小炭鉱は五割になつておる。それにもかかわらずひとりガス料金だけは依然として上つておる。そうして今のガス会社の暴利は、だれが見ても暴利に間違いないと断定してよいと思ふ。そうしてサービスは一向改善せられていない。

特に電気の方は、歴大な開発計画を各社とも進められており、物価の異常に上つた現在そういう方面に多額の経費を要するのは常識上判断できませんが、ガスの設備はきわめて小規模である。ただ家庭まで延長するだけで、一つの家の中に入れば、消費者が全部負担して設備をやることになつておる。そこで監督官庁は、当然この点には細心の注意を払つて、いやくも不当の利益を与えないように監視の手をゆるめてはいかぬと思ふ。いんや政府は低物価政策をとつており、あらゆる面で低物価政策の目的を達成するような方向に持つて行かなければならぬとき、ガスもまたそういう面においては大きな要素になつております。この際ぜひともガス料金には根本的改革を加えて、急速にこれをやつていただかなければならぬと思ひます。ただ局長は、将来この炭価の見通しはどうかという心配をされておりますが、今日重油に転換して、これが物価の引下げ等に相当大きな好影響を与えておる。外貨の關係から、重油の輸入を今後ふやすことは困難であります。少くとも現在までの輸入量だけは確保しなければならぬ。各工場ではなるべく重油に転換したいという意向を持つておる。一方において最近われ／＼の知らぬ間に家庭に石油コンロが相当たくさん普及してあるが、こういう面はできるだけやめてもらいたいという希望を持つておる。そうしてそれを工業用の方にまわしたい。結局家庭で石油コンロを使つておるといふことも、経済的に安いからというところでありますが、もしガスの料金を今の石炭代を基礎として計算していただければ、この石油コンロを

やめてガスの方に転換して行くだろう、そして消費者は何ら圧迫を受けないというところにもなつて来ると思ひますから、少くとも政府としてはこういう方向に行くことを私は一応考慮してもらいたいということを申し上げておきたいと思ひます。

○古池政府委員 ただいまガス料金につきましてお話がございましたが、ガス事業はなるほど電気事業に比べますと規模も小さく、特に電気事業におきまして最近非常な勢いをもつて電源開発に邁進しておるのに比べれば、けたは違ひますけれども、やはりガスとしても年々歳々需用が非常な増加を來しておるのに対応して、ガスの生産設備の増強であるとかあるいは引込み導管の増設というようなことに少からぬ資金も必要であるわけであります。お話のように今後長期にわたつて、石炭が下るといふことになれば、むしろガス料金の値下げという問題は考慮されなければならぬけれども、一面、非常に多数の需用の申込みがありながら、これが十分に消化しきれない。これは資金その他のいろいろの障害があるわけでありますが、こういう障害を克服して、新規の需用者にもできる限り満足を与え、また料金もできる限り安くして公益事業の本質に沿うようにして行かなければならぬという御趣旨は、十分私も了解いたしております。総合的な見地に立ちまして遺憾のないように考えて参りたいと思ひます。なおガス会社が一般のサービスにおいて必ずしもよくないというお話につきましては、今後政府の監督を一層厳重にいたしまして、国民の皆さんに御満足の

行くように指導をいたして参りたいと思ひます。

○伊藤委員 大分時間がたつて参りましたから、きょうのところはあと二点にしておきます。先ほど同僚首藤委員から、自由党の立場から私と同じ御意見を主張されまして、政府も非常にお考えにならなければならぬであらうといふことは言うまでもございませう。どうもさつきから答弁をだん／＼伺つておりますと、私が需用者を代表して質問し、政府側がガス会社を代表して答弁しておられるような気がしてなりません。これははなはだどうも遺憾とするところでありますが、そういうふうに私の耳に響いて参ります。公益事業は國家から特別の保護を受けて、いわば温室の中でやつていけるのでありますから、これらについてはやはり政府は厳重な監督指導をして、公益事業の線を脱しないようにさすといふことは、行政府の使命でございまして、私は強くその点をこの際要求しておきます。そこで伺ひたいのは供給規程についてです。本法案第十七条供給規程の法律的な効力いかにあつて、また供給規程のごとき会社社の一方的な強制契約すなわち不法契約については、認可にあたり弱い一般需用者を保護する立場に立つて、供給者側のみの都合のよいような権利を主張する、いわば羊頭を掲げて狗肉を売るようなことがないように、十分これは再検討を要望しておきたい。たとえば家庭の要求する修理上、ガス工作物の移転を要求する場合、東京瓦斯の場合などを見ますと、要求してから十五日ぐらひは来てくれないといふようなことがよくある非難があります。やむを得ず工

事でもしようものならガス供給を停止されてしまふという状況であることも、これはお調べになればすぐわかる。かかることも、要求があつたら必ず一日もしくは二日で来るというものを供給規程に明記すべきであると思ひます。これが先ほど首藤委員から言われておりました、公益事業としてサービスがなつておらぬ、利益だけはむちやくちやくに取るが、公益事業として一番身にしみておかなければならぬサービスがなつておらぬわけで、こういうことははなはだ遺憾である。この点はひとつ、繰返して言いますと、供給規程の中に明文化しておくべきであり、また需用者から新規申込みをしたときにはその工事をただちにやる、また正当の理由によつて拒否するときは、理由を付して文書で返事をしておく。これはサービスを十分に行わしめる意味において非常に大事な点です。この点を明らかにして実施さすならば、私はガスを使つておる各家庭がやれ／＼と安心した気持ちになるだらうと思ふ。そういう点をどのようにに明文化される意思があるのかどうかという点を、大事な点だから伺ひたい。

それから第十七条の供給規程の二項の認可基準の第一号に、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」となつておるが、適正な利潤とは、現在においては何パーセントぐらひの配当を妥当と考へておられるのか。二十七年上、下期のガス事業の配当率は二六％から七％になつております。さらにこれは今度ずつとふえて参ります。公益

もありまして、そういうふうな手続をとる件数は多くないのでありますが、そういうことを考えまして特に簡易にそれ／＼需用家の苦情を聞くというふうにいいたしましたのがこの五十一條の規定でございます。従つてこれによりまして苦情を申し出られる場合には文書だけは提出してもらいますけれども、特にその様式等につきまして一定のものでなければいけません。要することは全然考えておりません。要するに何を言おうとしておるか、だれがど

の会社の關係のことを言つておるかといふことさえわかればそれでいいのであります。そういう程度の文書だけは出してもらう。それによつてすみやかかかに措置をしたいというのがこの趣旨であります。従つてこれはできるだけ申出がしやすいようにすべきであります。して、全般的な監督は通産省の本省でいたしますけれども、むしろこれは地方の通産局におきまして苦情の申出を受けまして、もし地方でできますことは地方で処理してしまふ。あるいは本省の監督に屬するような大きな問題である場合には通産本省に持つて参りますけれども、この場合にはできるだけ的確に、すみやかに措置するということを考えております。しかしかりにこの規定が非常に働かまして相当な件数が出ましても、それはそうむやみに多く出るとは考えられませんし、またかなり件数が伸びましても、現在ガス事業の監督上おります人員でさばき切れないほどには行かないんじゃないか。これは特にそのために人員あるいは予算をふやすといふことはしないで、現在の本省及び地方通産局の陣容でもつて、これに對しましては十分処

においての最終的なそ

この場合にはできるだ

利益率及び配当率の

場所としてどのよう

やかに措置するといふ

私の方も具体的なこ

この苦情申

ります。しか、しか、に

かつております。公

具体的なお考えをひ

に働きまして相当な件

雨か一割二分かという

おいでいただきた

それはそうむやみに

品は残りますが、私ど

えられませんか、また

が違ふ点であるが、し

現在の制度でも、い

ひましても、現在ガス

私が先ほど言つたよ

は訴願等の手続が認

ります人員でさばき切

下期の配当はどう

して、
国民はいずれも

行かないんじゃない

おるか私はわかりま

に對しましてそういう

そのために人員あるい

二六%になつておる

ることができるとに

ということではなくて

ません。この議論は

しかしこれはいろいろ

及び地方通産局の陣容

0.

非常にめんどろなこと

に對しましては十分処

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 283: 2689-2696.

100

100

理できる、こういうように考えておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 今日のところはこの程度にしておきます。

○大西委員長 本日はこの程度にして散会いたします。

なお次会の予定は明後十二日午前十時といたしておきます。

午後零時四十分散会